

国内制度における簡易な手続について

資料2-1

	根拠法	手続の対象	手続の当事者	管轄	手続の特徴				手続費用	裁判の形式等	裁判の内容・効力等	不服申立ての方法等	異議後の手続の管轄	異議申立ての手続費用	異議後の手続の特徴	訴訟における判決の内容	判決に対する上訴
					手続の性質	手続の公開等	証拠調べの方法	その他									
破産債権査定	破産法	破産債権の額又は優先的破産債権、劣後的破産債権若しくは約定劣後破産債権であるかどうかの別(第125条第1項)。 ※異議等のある破産債権のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるもの、異議等のある破産債権に関し破産手続開始当時訴訟が係属する場合を除く。	・異議等のある破産債権を有する破産債権者 ・破産管財人及び異議を述べた届出をした破産債権者全員(第125条第1項)	当該破産事件が係属している裁判所	非訟としての性格を持つ	・異議者等を審尋しなければならない(第125条第4項) ・非公開 ・東京地裁の運用は書面審尋を原則としており、概ね2週間以内に相手方から反論書面と疎明資料を提出させた上、速やかに決定を行う。	異議等のある破産債権についての額及び原因、優先的破産債権、劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であることについては、破産債権者表に記載されている事項のみを主張することができる(第128条)。	不要	決定(第125条第3項)	破産債権査定申立てについての決定に対する破産債権査定異議の訴えが、期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該決定は破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する(第131条第2項)。	査定申立てについての決定の送達を受けた日から1ヶ月以内に異議の訴えを提起することができる(第126条第1項)。	・破産裁判所(当該破産事件が係属している地方裁判所) ・破産事件を管轄する根拠規定が、大規模事件に関する特例のみであるときは、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、債務者の主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所等に移送することができる(第126条第3項)。	訴訟の目的の価額による。その価額は、配当予定額を標準として受訴裁判所が定める(破産規則第45条)。	・査定手続で提出した資料は当然には訴訟資料とならない。 ・異議等のある破産債権についての額及び原因、優先的破産債権、劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であることについては、破産債権者表に記載されている事項のみを主張することができる(第128条)。	訴えを不適法として却下する場合を除き、破産債権査定申立てについての決定を認可し、又は変更する(第126条第7項)。	控訴・上訴が可能	
破産役員責任査定	破産法	法人破産者の役員に基づく損害賠償請求	破産管財人(第178条第1項) ※相手方のない事件と考えられている。	当該破産事件が係属している裁判所	非訟としての性格を持つ	・役員を審尋しなければならない(第179条第2項)。 ・非公開	申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない(第178条第2項)。	不要	決定(第179条第1項)	・役員責任査定決定に対する異議の訴えが期間内に提起されなかったとき又は却下されたときは、役員責任査定決定は給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する(第181条)。 ・仮執行宣言をすることはできない。	・役員責任査定決定の送達を受けた日から1ヶ月以内に査定決定に対して異議の訴えを提起することができる(第180条第1項)。 ・申立てを棄却する決定には異議を出すことはできないが、管財人が通常の訴えで責任追及することは認められる。	破産裁判所(当該破産事件が係属している地方裁判所)(第180条第2項)	訴訟の目的の価額による。その価額は、①破産管財人申立ての場合:査定額と請求額との差額 ②役員申立ての場合:査定額のうち取消しを求むる額	査定手続で提出した資料は当然には訴訟資料とならない。	・訴えを不適法として却下する場合を除き、役員責任査定決定を認可し、変更し又は取り消す(第180条第4項)。 ・役員責任査定決定を認可し、又は変更した判決は強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する(第180条第5項)。 ・役員責任査定決定を認可し又は変更した判決には、申立てにより又は職権で、仮執行宣言をすることができる(第180条第6項、民訴法第259条第1項)。	控訴・上訴が可能	

	根拠法	手続の対象	手続の当事者	管轄	手続の特徴				手続費用	裁判の形式等	裁判の内容・効力等	不服申立ての方法等	異議後の手続の管轄	異議申立ての手続費用	異議後の手続の特徴	訴訟における判決の内容	判決に対する上訴
					手続の性質	手続の公開等	証拠調べの方法	その他									
労働審判	労働審判法	労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争(第1条)	・個々の労働者 ・事業主	相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地、労働者が現に就業し若しくは最後に就業した事業主の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所(第2条)	非訟事件手続法、民事調停法を準用する(第29条)	審理は非公開で行う。ただし、相当と認める者の傍聴を許すことができる(第16条)。	職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをすることができる。証拠調べは民事訴訟の例による(第17条第2項)	・原則3回以内の期日で審理を終結(第15条第2項) ・調停可能(第1条、規則第22条第1項) ・労働審判官1名、労働審判員2名で組織する労働審判委員会が行う(第7条) ・労働審判員は、最高裁判所が労働関係に関する専門知識を有する者を任命(第9条第2項、労働審判員規則第1条) ・労働審判委員会は、事案の性質に照らし、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認めるときは、労働審判事件を終了させることができる(第24条第1項)。この場合、訴え提起擬制あり(第24条第2項、第22条)。 ・訴訟が係属するときは、受訴裁判所は労働審判事件を終了するまで訴訟手続を中止することができる(第27条)。	・労働審判を求める事項の価額による(民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、別表第1の14) ・労働審判を求める事項の価額は、訴額の算定と同様労働審判手続の申立てをもつて主張する利益による(民事訴訟費用等に関する法律第4条第6項、同条第1項、民法第8条第1項)	・労働審判においては、当事者の権利関係を確認し、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命じ、その他紛争を解決するために相当と認める事項を定めることができる(第20条第2項) ・判決主文型と調停条項型のいずれの形式によることも可能 ・適法な異議の申立てがあったときは、労働審判は、その効力を失う(第21条第3項)。 ・適法な異議の申立てがないときは、裁判上の和解と同一の効力を有する(第21条第4項)。	・審判(第20条第1項) ・審判書の作成、又は、期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知(第20条第3項、第6項)	・審判書の送達又は労働審判の告知を受けた日から2週間の不変期間内に異議の申立てをする(第21条第1項) ・適法な異議の申立てがあったときは、労働審判の申立てがあった時に、訴えの提起があったものとみなす(第22条第1項)。 ・申立書が訴状とみなされる(第22条第3項、規則第32条)	労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所(第22条第1項)	労働審判を求める事項の価額によって算定した額(民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、別表第1の1)から審判申立時に納付した額を控除した額(民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項第2号)	・申立書が訴状とみなされる(第22条第3項、規則第32条)。 ・受審判裁判所から、受訴裁判所へ事件記録が引き継がれるが、訴状とみなされる書面以外の主張書面や証拠書類等を訴訟資料とするためには、訴訟手続において改めて陳述・提出する必要がある。	通常の判決と同様	控訴、上訴が可能
刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律	殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等(※)に係る刑事被告人の被害者又はその一般承継人の被告人に対する、当該被告人に起因する不法行為に基づく損害賠償請求(第17条第1項) ※①故意の犯罪行為により人を死傷させた罪又はその未遂罪 ②次に掲げる罪又はその未遂罪 イ 強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び強姦の罪 ロ 逮捕及び監禁の罪 ハ 未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等の罪 ニ イからハまでに掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪(①に掲げる罪を除く。)	・被害者又はその一般承継人 ・被告人	刑事被告人の係属する裁判所(地方裁判所に限る。)(第17条第1項)。	・性質に反しない限り民事訴訟法の規定を包括的に準用(第34条)。 ・口頭弁論をするときには公開、審尋の場合は非公開。	最初の審理期日で、刑事被告人の訴訟記録のうち必要でないものを除き、取り調べなければならない(第24条第4項)。	・原則4回以内の期日で審理を終結(第24条第3項)。 ・4回以内の期日で審理を終結するときは、申立てにより又は職権で損害賠償命令事件を終了させる旨の決定ができる(第32条第1項)。 ・申立人から民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があったとき(刑事被告人について終局裁判の告知があるまで)、又は、当事者から民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があり、かつ、これについて相手方の同意があったとき(損害賠償命令の申立てについては)の裁判の告知があるまで)は、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をしなければならない(第32条第2項)。 ・損害賠償命令事件を終了させる旨の決定があったときは、訴えの提起があったものとみなす(第32条第4項、第28条第1項)。 ・刑事被告人について有罪の言渡しがあった後、直ちに審理のための期日を開かなければならない(第24条第1項)。	2,000円(損害賠償命令の申立てに関する費用:第36条第1項(その他の手続に関する費用は、同条第2項以下に規定))	・決定(第26条) ・決定書の作成、又は、当事者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知(第26条第4項)	・損害賠償命令の申立てについては、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行宣言をすることができる(第26条第2項)。 ・適法な異議の申立てがあったときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、仮執行の宣言を付したものを除き、その効力を失う(第27条第4項)。 ・適法な異議の申立てがないときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、確定判決と同一の効力を有する(第27条第5項)。	・損害賠償命令の申立てについての裁判の決定書の送達又は口頭による告知を受けた日から2週間以内に異議の申立てをする(第27条第1項)。 ・適法な異議の申立てがあったときは、損害賠償命令の申立てがあった時に、訴えの提起があったものとみなす(第28条第1項)。	損害賠償命令の申立人が指定した地(指定なきときは被告人の普通裁判籍の所在地)を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所(第28条第1項)	目的の価額によって算定した額(民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、別表第1の1)から2,000円を控除した額(第36条第3項)	・申立書は訴状とみなされる(第28条第1項)。 ・裁判所が関係者の名誉、生活の平穩を著しく害するおそれがあると認めるもの等送付することが相当でないと認めて特定したものを除き、損害賠償命令の事件記録を送付しなければならない(第29条)。 ・損害賠償命令手続の中で提出された主張書面は民事訴訟手続に引き継がれるものではないため、訴訟資料とするためには、改めて提出及び陳述をする必要がある。書証も新たに申出等をする必要がある。 ・刑事裁判所から送付された書証の申出は、書証とすべきものを特定することによりすることができる(第30条)。	・判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならない(第31条第1項)。 ・損害賠償命令を認可する場合を除き、判決においては仮執行宣言を付した損害賠償命令を取り消さなければならない(第31条第2項)。	控訴、上訴が可能	

	根拠法	手続の対象	手続の当事者	管轄	手続の特徴				手続費用	裁判の形式等	裁判の内容・効力等	不服申立ての方法等	異議後の手続の管轄	異議申立ての手続費用	異議後の手続の特徴	訴訟における判決の内容	判決に対する上訴
					手続の性質	手続の公開等	証拠調べの方法	その他									
少額訴訟	民事訴訟法（第6編）	訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭の支払の請求	—	簡易裁判所 土地管轄は民事訴訟の一般的な規律により定まる。	訴訟	口頭弁論、公開	<ul style="list-style-type: none"> ・即時に取り調べることができる証拠に限られる(第371条)。 ・音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、証人を尋問することができる(第372条第3項)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一期日審理の原則(第370条) ・被告は訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる(第373条第1項)。 ・裁判所は、少額訴訟の要件を満たしていないときや少額訴訟により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるときなどは、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない(第373条第3項)。 ・反訴禁止(第369条) 	訴訟の目的の価額による(民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、別表第1の1)	<ul style="list-style-type: none"> ・判決 ・相当でないと認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちにす。判決の言渡しを原本に基づかないことができる(第374条)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立期間の経過により確定する(第116条第1項)。 ・職権で、仮執行宣言をしなければならない(第376条第1項)。 ・支払の猶予をすることができる(第375条)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・控訴禁止(第377条) ・少額訴訟判決の送達を受けた日から2週間以内に異議を申し立てることができる(第378条)。 	受訴裁判所が引き続き審理をする。	500円(民事訴訟費用法第3条第1項別表第1の17項イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・適法な異議があったときは、訴訟は口頭弁論の終結前の程度に復する(第379条第1項)。 ・少額訴訟手続での訴訟資料はそのまま異議審の訴訟資料となる。 ・反訴禁止(第379条第2項、第369条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・少額訴訟判決を認可し、あるいは取り消す(第379条第2項、第362条)。 ・支払の猶予をすることができる(第379条第2項、第375条)。 	控訴ができない(第380条第1項)。憲法違反を理由とした特別上告は可能(第380条第2項、第327条)
手形・小切手訴訟	民事訴訟法（第5編）	<ul style="list-style-type: none"> ・手形による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求(第350条第1項) ・小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求(第367条第1項) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄は民事訴訟の一般的な規律により定まる。 ・手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、手形又は小切手の支払地にも管轄あり(第5条第2号)。 	訴訟	口頭弁論、公開	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、書証に限られる。文書の成立の真否又は手形の提示に関する事実について当事者本人尋問をすることができる(第352条第1項、第3項) ・文書提出命令、文書送付囑託、調査囑託はできない(第352条第2項、第4項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一期日審理の原則(規則第214条) ・原告は被告の承諾を要しないで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる(第353条第1項)。 ・反訴禁止(第351条) 	訴訟の目的の価額による(民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、別表第1の1)	判決	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立期間の経過により確定する(第116条第1項)。 ・職権で、仮執行宣言をしなければならない。無担保が原則である(第259条第2項)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・控訴禁止(ただし、手形小切手訴訟により審理及び裁判ができないという理由での訴え却下の判決を除く却下判決はこの限りでない)(第356条)。 ・手形小切手訴訟により審理及び裁判ができないという理由の却下判決は、控訴も異議申立てでもできず言渡しと同時に確定する。 ・この判決の送達を受けた日から2週間以内に通常の手続により訴えを提起したときは、時効中断との関係では、前の訴えの提起のときにしたものとみなす(第355条第2項)。 ・手形・小切手判決(訴え却下を除く)の送達を受けた日から2週間以内に異議を申し立てることができる(第357条)。 	受訴裁判所が引き続き審理をする。	500円(民事訴訟費用法第3条第1項別表第1の17項イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・適法な異議があったときは、訴訟は口頭弁論の終結前の程度に復する(第361条)。 ・手形・小切手訴訟手続での訴訟資料はそのまま異議審の訴訟資料となる。 	手形・小切手判決を認可し、あるいは取り消す(第362条)。	通常訴訟移行後の判決は上訴可能。